

Q1 週休2日制工事の目的は？

A1 建設業は全産業の平均と比較して年間300時間以上長時間労働の状況とされ、また、休日確保状況も4週間で4日程度とされています。

平成31年4月に施行された働き方改革関連法（改正労働基準法）により、建設業については、令和6年4月1日から、時間外労働の限度上限規制が罰則付きで適用されるほか、建設産業の担い手確保の観点から週休2日制の定着が強く求められています。

Q2 発注方法は？

A2 週休2日制工事は、発注者指定型、受注者希望型の両方式を採用している自治体がありますが、富士市は発注者指定型のみを採用しています。

Q3 週休2日制工事のために設定する付加の内容は？

A3 月単位の週休2日のみ付加を設定します。

- (1) 【土木】工事費積算において、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費を補正割増
- (2) 【建築・設備】工事費積算において、労務費分を補正割増（見積を参考として積算する単価を除きます。）
- (3) 成績評定の対象となる工事で、実績に応じて加点評価します。
- (4) 発注者が指定していない工事は、補正割増、成績評定の付加はありません。

Q4 現場閉所とは？

A4 契約毎に、巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態のことです。

「国土交通省の営繕工事における週休2日促進工事实施要領」では、各発注工事単位で現場事務所を含め1日を通して現場作業がないことを「現場休息」と表記していますが、契約毎の現場閉所と同等であるため富士市週休2日制工事实施要領（以下「実施要領」という。）では現場閉所と記載します。

Q5 分離発注工事の場合、同じ工事現場でも建築工事と設備工事の現場閉所が同日でなくても良いか？

A5 契約ごとの工事判断のため同日でなくても良いものとしますが、同じ工事現場では、現場閉所が同日となるのが原則となりますので、受注者間の協議により設定してください。

Q6 実績に応じた変更設計の補正の方法は？

A6 当初より月単位の週休2日を前提に補正係数を乗じて発注し、月単位の週休2日に満たない場合及び実稼働日が7日未満となった場合は、補正なしとして減額変更します。

Q7 労務費を補正する目的は？

A7 建設業では日給月給で働く労働者が多く、例えば日曜のみを休日としていた方は週休2日とした場合には労働日数が年間で数十日減少し、その日当減額は生活に大きく影響します。このため、週休2日制を推進するためには月給制への転換促進や休業補償のための費用など、労務に関する資金面でのバックアップが必要であり、そのために公共工事で率先して取り組むものです。

Q8 実施状況が良くない場合はペナルティがあるか？

A8 ペナルティはありませんが、実施状況により減額変更の対象となります。
成績評定については減点は行いません。

Q10 対象工事は？

A10 以下の条件を満たす工事の中から発注者が指定するものを対象とします。

- (1) 予定価格が200万円以上の工事
- (2) 十分な工期の確保が見込まれる工事
- (3) 施工に必要な実日数（実働日数）が、7日間以上の工事
- (4) 工程が現場条件に大きく制約されない工事
- (5) 工事完成日に特に定めのない工事
- (6) 緊急性がない工事

なお、修繕契約は対象外とします。

Q11 【建築・設備】費用補正の対象が土木工事と異なる理由は？

A11 建築工事では労務費のみが補正の対象ですが、土木工事では労務費の他に共通仮設費、現場管理費及び機械経費（賃料）も対象となっています。

建築・設備工事の場合、共通仮設費及び現場管理費については、共通費積算基準に基づき工期に応じて算出することになっていることから、これらの経費については週休2日現場閉所を前提とした工期で設定するため補正を行いません。また、機械経費（賃料）については、契約毎の施工条件に即した日数により発注者の積算が行われるため、補正を行いません。

Q12 【建築・設備】見積で積算する部分が補正対象にならないのはなぜか？

A12 発注者側積算で専門工事業者等から徴収する見積価格（工事現場での労務を含む価格）を参考として設計単価を設定する場合には、公共建築工事標準仕様書の施工条件（土日祝、年末年始休工）を前提とした価格を参考とするため、4週7休以上4週8休未満または4週6休以上4週7休未満になっても週休2日の補正を行う対象にはなりません。

Q13 現場閉所の実施状況をどのように確認するのか？

A13 対象期間中は、監督職員は受注者から随時提出を受ける現場閉所計画（変更）表により、現場閉所の取組み状況を把握します。

また、最終的な実績確認のため、監督職員は受注者から現場閉所日が記載された現場閉所の実施状況が分かる書類及び現場閉所実施表の提出を受け、その記載内容を確認して現場閉所率を算出します。

※現場閉所率

現場閉所率は契約毎に(現場閉所日数)÷(対象期間日数)で計算し、その計算結果で判定します。

Q14 週休2日を理由に工期延長できるか？

A14 工期の延長を請求できるのは、請負契約約款第21条の「受注者の責めに帰すべき事由による」が生じた場合に限られるため、週休2日を理由に延長することはできません。

Q15 対象期間の設定方法は？

A15 対象期間は契約工期から次の①～⑥の期間を除いた期間です。準備期間内に受発注者間協議によって設定してください。

① 準備期間：契約上の工期の初日（着手）から現場に継続的に常駐を始める前までの期間であり現場着手日の前日までです。現場事務所の設置や事前測量、軽微な草刈り等を含みます。

同じ工事現場でも、契約毎に準備期間等が異なる場合が考えられますので、それぞれ発注者及び受注者の間で確認します。

② 後片付け期間：工事の完成に当たり、工事目的物の内外又は当該工事に関する部分の後片付け及び清掃を行う期間であり、現場完成日の翌日から契約工期の最終日までです。

なお、これに該当する期間が1日に満たない場合は後片付け期間の設定は不要です。

③ 年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）：時期は限定していません。

④ 工場制作のみを実施している期間：工場制作の機械が完成しなければ、現場の施工ができず稼働していない場合は対象期間外です。現場の施工と並行して工場制作を行っている場合は対象期間になります。

⑤ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間：対象工事現場の学校行事地区行事等の影響でやむを得ない事情により現場作業を余儀なくされた期間で、発注者と受注者の協議による期間です。

舗装の養生期間（市道2週間等）

⑥ 工事全体を一時中止している期間（対象期間外）：工事着手後に、関係機関等と協議を必要とする内容があり、その協議が完了しないと続きの工事が出来ない場合の協議期間。

近隣の事業所等の要請で工事全体の施工日が制限される場合の抑制期間

Q17 平日に天候不良等で予定の作業ができず、工程を変更してほかの日に振り替えた場合は？

A17 作業を予定していた平日に天候不良等で現場閉所（当日作業開始前に判断した場合を含む。）し、ほかの日に振り替えて作業した場合は、現場閉所したその平日は現場閉所率算定上の現場閉所日数に含みます。なお、休日作業届等の手続きは受発注者間で事前に済ませてください。

Q18 その工事現場以外（受注者の社屋等）で勤務した場合の扱いは？

A18 現場閉所は当該工事現場の状況のみを対象としているため、他の場所で勤務した場合でも、当該工事現場が1日を通して閉所されていれば現場閉所日として扱います。

Q19 「週休2日」と「曜日」「祝日」の関係はどうなるか？

A19 週休2日制工事は、7日につき2日の割合で現場閉所することで建設工事の週休2日を推進し、その労働環境を改善することを目的としています。このため、現場閉所率算定において曜日や祝日は関係しません。

ただし、行政機関の休日に施工する場合は、土木工事共通仕様書、公共建築工事共通仕様書等に従い工程計画を作成してください。

※行政機関の休日：富士市の休日を定める条例（平成2年富士市条例第31号）第1条第1項に規定する市の休日

Q20 【土木】 合併入札は指定の対象になるのか？

A20 各々の工事で指定します。発注者が指定しなければ対象外とします。

Q21 【土木】 実施要領の中で言う「土木工事」とは？

A21 富士市が発注する際に特記仕様書に土木工事と記載される工事とします。